教育こども委員会報告資料

報告第１号　学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
…Ｐ１

第２次福岡市立学校における働き方改革推進プログラム（案）について
…Ｐ３

福岡市総合図書館ビジョン（第２次）の素案について …Ｐ５

令和８年２月
教育委員会

報告第１号　学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第２項の規定により議会に報告するもの。

１　事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

２　訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

３　請求の要旨

⑴　相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。

⑵　相手方らは、本市に対し、平成21年９月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第４条の規定により計算した各延滞金を支払え。

⑶　訴訟費用は、相手方らの負担とする。

との判決を求める。

４　事件の概要

⑴　相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。

⑵　そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。

⑶　この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおりの判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴　え　の　相　手　方	滞納学校給食費	支払督促申立日	専決処分年月日
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	円 164,450	令和７年10月20日	令和７年12月22日
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	164,450	令和７年10月20日	令和７年12月22日
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	121,203	令和７年10月20日	令和７年12月22日
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	53,262	令和７年11月12日	令和８年1月21日

第２次 福岡市立学校における働き方改革推進プログラム（案）について

1　プログラム策定の背景と経過

背 景　いじめ・不登校の増加、特別支援教育への対応、家庭・地域の状況の変化（保護者対応の多様化）など、学校が対応する課題が複雑化・困難化

◆ 国の動き（Ｒ７．６給特法改正、Ｒ７．９指針改正）

○ 「業務量管理・健康確保措置実施計画（実施計画）」の策定

教育委員会は実施計画を定め、毎年実施状況を公表し、総合教育会議にも報告

目標：時間外在校等時間の縮減（45時間以下100%、月平均30時間程度）、ワーク・ライフ・バランス など

○ 教育委員会が講ずべき措置

在校等時間の長時間化を防ぐための取組み（学校と教師の業務の3分類、学校業務の適正化等）を実施

◆ 時間外在校等時間の状況（前プログラムの数値目標の達成状況）

① 教職員の時間外在校等時間を校種別平均で月45時間以内にする。

年度	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
Ｒ４	34.4時間	42.6時間	24.7時間	26.3時間
Ｒ５	32.1時間	37.7時間	23.6時間	23.5時間
Ｒ６	30.5時間	33.7時間	22.6時間	21.0時間

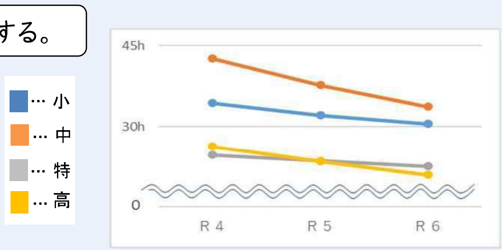

② 時間外在校等時間が月100時間以上の教職員をゼロにする。

年度	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
Ｒ４	134人	429人	1人	5人
Ｒ５	62人	233人	3人	4人
Ｒ６	54人	134人	3人	2人

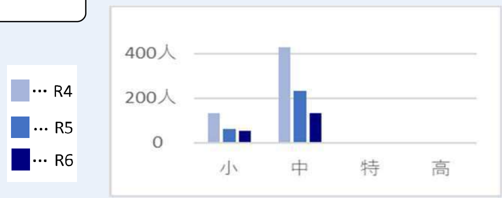

2　プログラムについて（目的・期間・数値目標）

◆ 目 的

教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、Well-being向上と子どもと向き合う時間を確保することで、子どもたちへのよりよい教育を実現する。

◆ 期 間

令和7年度から令和11年度までの5年間

◆ 数値目標

① 教員の時間外在校等時間を校種別平均で月30時間以下にする。
R6年度　小：31.8h、中：34.9h、特：23.2h、高：22.5h

② 時間外在校等時間が月45時間以下の教員の割合を100%にする。
R6年度　小：76.7%、中：70.7%、特：91.3%、高：88.6%

③ 「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と回答した教員の割合を80%以上にする。
R7年度　70.5%

3　目標達成のための具体的取組み

意見交換会を校種別（小・中・特・高）、
役職別（校長・教頭・教務・教諭）に計16回実施

◆　教職員アンケート・意見交換会における主な意見

授業関連
・持ち授業時数が多く、勤務時間中に授業準備の時間を確保できない
・経験の浅い若手教員が増加しており、授業力向上の取組みが必要

保護者対応
・放課後等の電話対応に忙殺、事案対応等に疲弊
・校外でのトラブルなど、対応を求められることが多岐にわたる

部活動
・大会運営を含めた土日における活動の負担が大きい
・顧問の成り手が不足（顧問従事率 R4:88.6%→ R7:69.8% ※減少傾向）

① 授業の充実、授業準備時間の確保

授業関連

子どもの学びの質の向上のため、授業準備時間を十分確保できる環境を整備するとともに、学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築に取り組む。

- 新規 ・ 持ち授業時数の軽減（教科担任制の拡充等）
- 新規 ・ クラウド型校務支援システムの導入
- 新規 ・ 生成AIの活用促進
- 新規 ・ 授業準備の支援（指導案の共有等）
- 新規 ・ 若手教員の育成
- 新規 ・ マネジメント体制の強化

② 地域・保護者の理解促進、役割分担の見直し

保護者対応

学校が対応する課題が複雑化・困難化している状況を踏まえ、地域・保護者の理解促進を図るとともに、役割分担の見直しを推進する。

- 新規 ・ 通話録音の実施
- 新規 ・ 学校問題解決に係る研修の充実
- 新規 ・ いじめに関するプロジェクトチームの設置
- 新規 ・ 学校運営協議会を活用した地域・保護者の理解促進
- ・ 学校の働き方改革に係る地域・保護者への協力依頼

③ 部活動における指導・運営体制の充実

部活動

部活動を持続可能なものとするため、部活動指導員の充実、活用を促進し、専門外の顧問を担うことや休日の負担軽減に取り組む。

- 新規 ・ 休日の部活動の負担軽減の方策検討
- 拡充 ・ 部活動指導員の充実
- 拡充 ・ 部活動指導員の活用促進
- ・ 部活動ガイドラインの遵守・周知

④ 学校・教員の業務の適正化

- 新規 ・ 業務委託・業務分担の見直し
- 拡充 ・ 専門スタッフの配置・拡充、任用支援
- 拡充 ・ 保護者等への配布物の見直し
- 拡充 ・ 民間プール等の活用

⑤ 意識改革の促進

- 新規 ・ 教員育成指標への働き方改革の視点の反映（マネジメント力向上等）
- 拡充 ・ 自走的な業務改善体制の構築

⑥ 心身の健康の確保

- 拡充 ・ 長時間勤務者に対する医師等による健康管理
- ・ ストレスチェックの充実

福岡市総合図書館ビジョン（第２次）の素案について

１　趣旨

福岡市総合図書館では、これまで「福岡市総合図書館新ビジョン」（平成 26 年６月策定）（以下「第１次ビジョン」という。）に基づき、「市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館」を目指し、様々な施策を推進してきた。

第１次ビジョンの取組み期間が令和７年度で満了することから、令和８年度以降の目指すべき福岡市総合図書館のあり方を定める「福岡市総合図書館ビジョン（第２次）」（以下「第２次ビジョン」という。）の検討を現在進めており、素案について報告するもの。

２　総合図書館本館・分館の役割

「福岡市総合図書館」は、総合図書館本館及び１１の分館の総称である。

本館と分館は、図書館システムにより所蔵する本を共通管理しており、いずれの館においても予約本の受け取り、貸出・返却ができるなど、全体を一つの図書館として活用できる体制を整えている。

（１）総合図書館本館

図書資料、文書資料、映像資料の３部門からなり、生涯学習を推進していく中枢的施設である。

図書資料部門として、児童書や小説など一般書のほか、多様化・高度化する市民の知的欲求に応える幅広い蔵書やレファレンス機能を備えている。また、学校図書館支援センターや団体貸出窓口など、多様な読書活動を支える役割を担っている。

文書資料部門として、歴史的・文化的価値を有する福岡市の公文書、行政資料、古文書資料、郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供している。また、福岡ゆかりの文学資料の収集等により、文学をとおして福岡の文化の継承と振興を図っている。

映像資料部門として、映画フィルム等を後世に継承し、映像文化の普及・振興と市民のアジア理解が深まることを目的に、映像資料の収集等を行っている。映像資料は映像ホール・シネラでの上映やシネマ・ギャラリーでの展示等により活用している。

（２）分館

７区に１１の分館を設置し、各区市民センターや地域交流センターに併設している。

分館は、児童書や実用書、小説を中心として本を揃え、子ども向けのおはなし会など各種イベントの実施や本の貸出・返却や相談などができる、市民に身近な生涯学習施設としての役割を担っている。

３　第２次ビジョンの位置付け

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)」に規定される「図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」として、第１次ビジョンに引き続き策定する。

４　第２次ビジョンの取組み期間

令和８（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とする。

５　検討経緯

令和６年 10 月、福岡市総合図書館運営審議会に諮問を行い、同審議会において、以下のようなこれまでの利便性向上の取組みや、図書館の利用状況などを踏まえて、課題を整理しながら第２次ビジョン（素案）について協議を行った。

（１）第１次ビジョンにおけるこれまでの取組み

取組み期間を通じて様々な図書館サービスの充実に取り組み、利便性の向上を図った。

○　分館の移転・新設整備（H28 東図書館移転、R3 早良南図書館開館、R4 南図書館改築）

各市民センター、地域交流センターの移転・改修、新設等に伴い、各分館の環境整備を行った。

○　開館時間の拡大（H28　総合図書館本館、東図書館、R3　早良南図書館）

総合図書館本館の施設管理、東図書館・早良南図書館の図書サービスに係る指定管理者制度導入にあわせ、開館時間の拡大を実現した。

○　市内商業施設等への返却ポストの設置（R7　ミーナ天神　など）

商業施設等の協力を得ながら、利便性が高くなるよう市内各所に返却ポストを増設した。

○　団体貸出先の拡大（H25　344 団体　→　R6　484 団体）

公民館などの身近な施設に対し団体登録の働きかけを行い、団体貸出先の新たな開拓を行った。

○　学校図書館支援センターの開設（R6　学校図書館への相談等対応 179 件）

総合図書館本館内に学校図書館支援センターを開設し、学校からの相談対応や訪問支援、子ども読書リーダーの養成等に取り組んだ。

○　図書館イベントの充実（H25　809 回　→　R6　1,220 回）

図書館に足を運んでもらう機会となる各種イベントを、総合図書館本館及び分館において、工夫しながら実施した。

○　ＩＣＴ技術を活用したサービスの充実（R3　電子図書館開館、R5　デジタル貸出カード開始、R6　蔵書探索 AI、ウェブ書棚、学習室座席オンライン予約導入）

オンラインシステムなどを活用した新たな手段・技術導入により、利便性を高める新規サービスに取り組んだ。

（２）第１次ビジョン事業計画における成果指標と利用状況の推移

指標・数値目標		初期値 (H25 年度)	中間値 (H30 年度)	最新値 (R6 年度)	目標値 (R7 年度)
成果指標	利用者の図書館サービス満足度（%）（利用者アンケート）	75.5	88.9	90.1	90.0
利用状況の数値目標	個人貸出冊数（冊）	4,633,083	4,108,973	3,552,997	4,800,000
	貸出利用者数（人）	1,290,720	1,214,402	1,085,597	1,400,000
	入館者数（人）	（未計測）	（未計測）	2,230,054	3,500,000
	新規登録者数（人）	29,915	24,712	25,077	30,000

※個人貸出冊数及び貸出利用者数は、貸出拠点（アミカス・科学館）を含む実績全体。

成果指標である「図書館サービス満足度」については、計画当初から順調に上昇し、目標を達成している。しかしながら、近年の市民生活における情報化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響を経て、インターネットを介した様々な行動の変化や紙媒体出版物の市場規模縮小などによる個人の読書環境の変化もあり、図書館サービスの中心である個人貸出冊数、貸出利用者数など利用状況は、図書館全体で計画当初よりも減少しており、第１次ビジョンで策定した目標の達成は難しい状況にある。

（３）令和６年度利用状況

①　館別個人貸出冊数・個人貸出利用者数

館別個人貸出冊数（冊）			
本　館	867,120	城　南	253,986
東	493,577	早　良	186,798
和　白	120,975	早良南	339,821
博　多	125,550	西	246,251
博多南	47,679	西　部	191,768
中　央	236,332	貸出拠点	152,125
南	291,015	合計	3,552,997

館別個人貸出利用者数(人)			
本　館	244,117	城　南	70,734
東	156,951	早　良	66,696
和　白	37,053	早良南	85,540
博　多	35,376	西	84,830
博多南	13,649	西　部	59,535
中　央	78,684	貸出拠点	70,238
南	82,194	合計	1,085,597

※博多南図書館は、工事に伴い R6.2.29 から R6.10.31 まで休館。

総合図書館本館と東図書館は、貸出冊数・貸出利用者数が他の館と比べて多くなっている。

②　総合図書館本館、分館における年代別利用状況

年代		０～１２歳	１３～２２歳	２３～２９歳	３０代	４０代	５０代	６０代	７０代以上	合計
総合図書館本館	貸出利用者数(人)	29,814	13,078	8,390	26,098	38,252	38,809	39,731	53,570	247,742
	割合(%)	12.0	5.3	3.4	10.5	15.4	15.7	16.0	21.6	100.0
１１分館の合計	貸出利用者数(人)	93,953	28,376	20,958	89,067	130,732	111,407	116,771	172,266	763,530
	割合(%)	12.3	3.7	2.7	11.7	17.1	14.6	15.3	22.6	100.0

※福岡市内居住者に限る。貸出延長数を含む。

総合図書館本館と１１分館ともに、70 代以上の利用が最も多く、13～22 歳、23～29 歳は利用が少ない。

③　総合図書館本館における居住区別利用状況

居住区		東	博多	中央	南	城南	早良	西	合計
総合図書館本館	貸出利用者数(人)	5,397	5,840	49,647	9,721	24,667	109,156	43,314	247,742
	割合(%)	2.2	2.4	20.0	3.9	10.0	44.1	17.5	100.0

※福岡市内居住者に限る。貸出延長数を含む。

総合図書館本館においては、早良区、中央区、西区と所在地に近い区に居住する利用者が多い。

（４）「令和６年度　市政に関する意識調査（図書館）」（抜粋）

〇調査対象者：福岡市内に居住する満 18 歳以上の市民

〇調査対象者数：4,500 サンプル（回収 2,300 サンプル、回収率 51.1%）

①　過去３年間の福岡市立図書館の利用状況、平均読書冊数

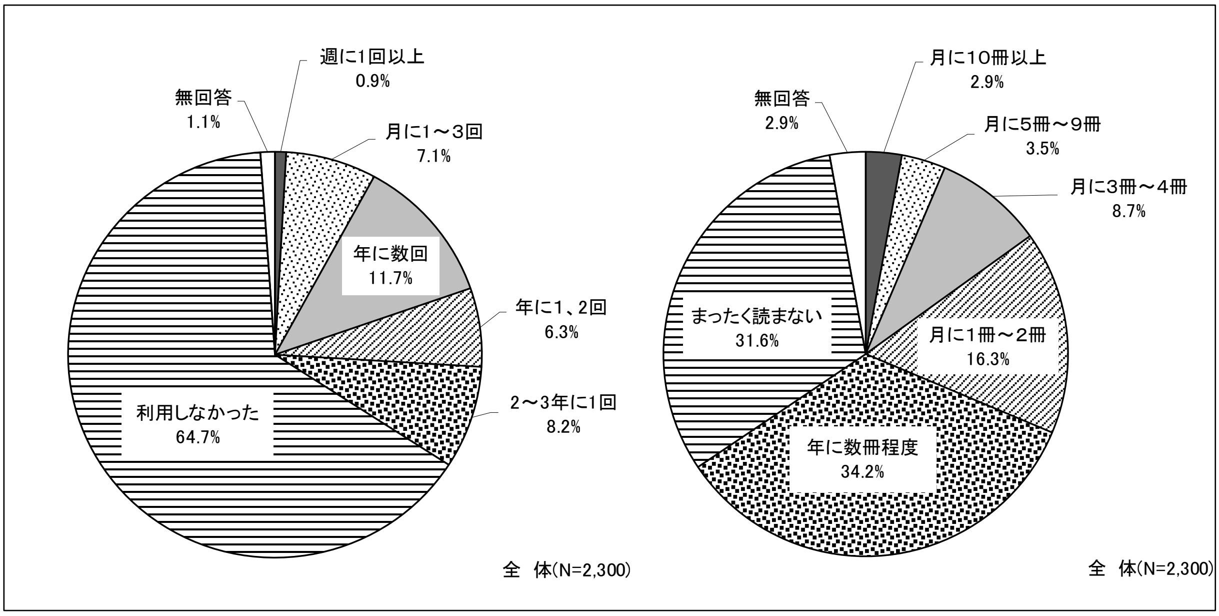

過去３年間に図書館を『利用した』は 34.2%で、一方「利用しなかった」は 64.7%にのぼる。また、平均読書冊数では「年に数冊程度」が 34.2%で最も多い。

② 図書館をより魅力的にするための充実が必要なサービスや設備（上位５位）

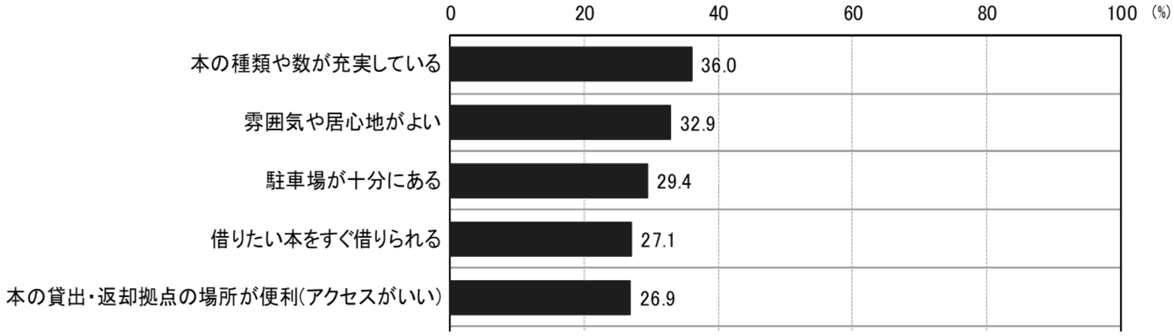

全体(N=2,300)

市民の学びを支える図書館サービスの根幹となる蔵書の充実を求める意見が最も多く、次に快適に本を楽しめる場所として雰囲気や居心地の良さが求められている。

また、表外であるが、３０代女性で「子どもと気兼ねなく利用できる環境」を求める意見が 36.6％と多かった。

③ 現在の頻度以上に利用しない・利用自体がない理由（上位５位）

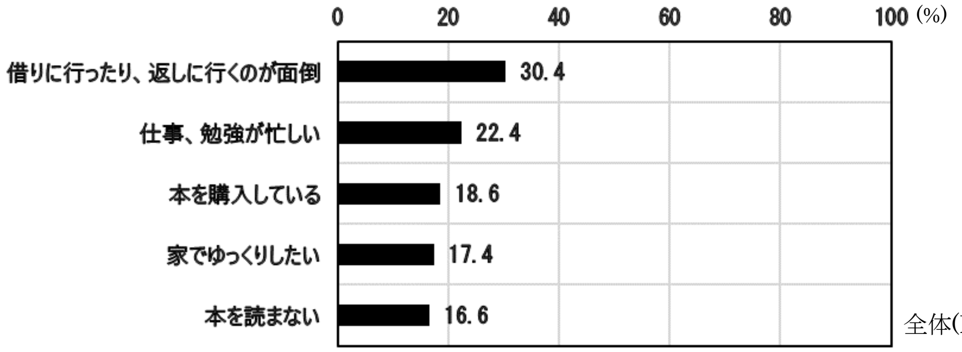

全体(N=2,300)

行くのが面倒や忙しいという意見が多く、身近な貸出・返却場所の拡充や電子書籍の充実など、図書館に来館しなくても読書を楽しめる環境づくりの検討が必要と考えられる。

④ 最も利用する図書館の満足度（総合図書館本館・分館）

最も利用する図書館の満足度	【満足】		【不満】	
	本館	分館	本館	分館
本の品揃え	81.3	50.7	10.7	41.6
職員の対応	82.3	79.4	4.6	7.1
本の探しやすさ	77.1	71.1	11.2	18.7
施設や設備	84.1	67.6	10.3	23.7
総合的な満足度	87.8	69.7	7.4	22.3

全体(N=733)

総合図書館本館と分館では「本の品揃え」や「施設や設備」の満足度に大きく差がある。

「施設や設備」について、市民センターの大規模改修などに合わせて、利用しやすいレイアウトを検討するとともに、「本の品揃え」について、分館のリニューアル時期に蔵書の見直しを行うなど、満足度の向上に向けて、市民に身近な分館の充実を図ることが重要と考えられる。

（５）「福岡市教育振興基本計画」「福岡市子ども読書活動推進計画」に基づく取組み

子どもの読書活動は、豊かな心を育成するためにも重要であり、「福岡市教育振興基本計画」や「福岡市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組んでいる。令和６年度の生活習慣・学習定着度調査によると、読書が好きな児童生徒の割合は、児童が 79.0％、生徒が 60.5％である。

６　第２次ビジョンの素案

別添「第２次ビジョンの主な内容」のとおり

第２次ビジョンの主な内容

１　策定の趣旨

２　策定の背景（本市の動き、国の動き）

３　ビジョンの枠組み（第２次ビジョンの位置付け、取組み期間）

４　これまでの取組み

５　福岡市図書館本館、分館

６　課題

（１）読書環境の整備

○　身近な場所での読書環境整備

○　障がい者、高齢者、日本語を母語としない方等への合理的配慮

○　快適に過ごせるよう施設面での機能向上

（２）図書館利用の促進

○　個人貸出冊数、貸出利用者数の減少など、社会環境変化の中で紙の本離れの進行

○　「過去３年間で図書館を利用しなかった」64.7％（意識調査）

（３）図書館機能・サービスの向上

○　本の種類や数、特に分館の蔵書の充実

○　レファレンスサービスやICTを活用したサービスの低い認知度

（４）長期的な文書資料・映像資料の保存と活用

○　時間経過に伴う劣化への長期的な視点をもった対応検討

（５）子どもの読書活動の支援

○　福岡市子ども読書活動推進計画に基づく読書活動支援

○　学校図書館への支援

７　基本理念

「未来へつなげる知のひろば」

「一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている」などの福岡市の目標実現に寄与し、市民にとって、生涯にわたって気軽に利用でき、多様な「知りたい」に応える「知のひろば」を目指す。

８　図書館像

基本理念の実現に向けて、次の３つの図書館像を示すもの。

図書館像１　みんなにつなげる　～誰もが本との楽しい時を過ごせる図書館

図書館像２　知識につなげる　～さまざまな知的好奇心に応える図書館

図書館像３　夢につなげる　～子どもの豊かな心を育み、支える図書館

９　今後の取組みの基本方針

図書館像１　みんなにつなげる　～誰もが本との楽しい時を過ごせる図書館

≪基本方針１≫　誰もが利用しやすいサービスの提供

○　読書バリアフリーの観点を踏まえ、年齢、言語、障がいの有無などにかかわらず、誰もが楽しめるサービスやバリアフリー図書の充実を図る。

≪基本方針２≫　貸出、返却サービスの利便性向上

○　利便性向上のため、貸出・返却拠点の拡充など、市民ニーズに合わせたサービスの提供を検討する。

○　新たな地域交流センター整備計画にあわせた分館設置を検討する。

○　身近な場所で読書が楽しめるよう団体貸出の拡充を図る。

≪基本方針３≫　居心地のよい空間づくり

○　訪れた市民が楽しい時間を過ごせるように、普段図書館を訪れない層に向けたイベント等の開催などハード面・ソフト面のサービスの充実や工夫を図る。

○　静かな空間だけでなく、気兼ねなく会話やコミュニケーションをとりながら、本を選んだりできる工夫を図る。

○　総合図書館本館の大規模改修において、市民にとってより便利・快適な施設となるようリニューアル方針を検討する。

○　市民センターの大規模改修に合わせた分館のリニューアルに取り組む。

図書館像２　知識につなげる　～さまざまな知的好奇心に応える図書館

≪基本方針４≫　図書資料・情報の幅広い収集・保存

○　市民一人ひとりの学びを支え、幅広い知的好奇心に応えるため、様々な分野での図書資料の着実でバランスのとれた収集・保存に努める。

≪基本方針５≫　レファレンスサービスの充実

○　市民と本をつなげる、レファレンスサービスの充実や周知強化を図る。

≪基本方針６≫　デジタル化によるサービスの向上

○　デジタルアーカイブなど、技術の進歩を取り入れながら、利用者サービスの向上に努める

≪基本方針７≫　文書資料、映像資料の収集・保存と活用

○　歴史的・文化的価値のある資料の収集と、デジタル化を含め長期的な保存を行うとともに、講座などにより市民への周知を図る。

図書館像３　夢につなげる　～子どもの豊かな心を育み、支える図書館

≪基本方針８≫　子どもや保護者を対象とした取り組みの充実
～福岡市子ども読書活動推進計画（第４次）の推進

○　子どもの年齢や発達・特性などに応じた読書習慣の形成を支援し、将来にわたって一人ひとりがいつでも読書の楽しさに触れることができる機会の推進に取り組む。

≪基本方針９≫　学校図書館との連携強化

○　子どもの成長や学びを支える教育環境の充実のため、学校図書館との連携を強化する。

○　児童生徒へ配布しているタブレット端末を活用した電子図書館の利用に取り組むなど、さらなる読書活動の推進を図る。

10　第２次ビジョンの推進に向けて

第２次ビジョンの着実な推進を図るため、具体的な施策・事業については「５年ごとの個別の事業計画」を別途策定する。各事業計画においては、成果を分かりやすく示すため必要に応じて、成果指標及び数値目標を設定する。